

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 浜松市大河ドラマ館等運営管理及びチケット販売管理業務
- イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日まで
- エ 契約上限金額 220,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3	質問書
9	様式4	質疑応答書
10	様式5	企画提案書
11	様式6	企画提案書等の取扱いに関する回答書
12	様式7	結果通知書
13	別記1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

※6～13は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和4年5月10日（火）から令和4年5月17日（火）午後5時
質問書受付期間	令和4年5月11日（水）から令和4年5月20日（金）午後5時
参加資格確認結果通知書交付日	令和4年5月24日（火）午後1時以降
質問に対する回答送付日	令和4年5月27日（金）
企画提案書等提出期間	令和4年5月25日（水）から令和4年6月17日（金）午後5時
ヒアリング実施日	令和4年6月29日（水）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和4年7月5日（火）
契約締結	令和4年7月15日（金）※予定

2 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
家康プロジェクト推進協議会事務局
(浜松市産業部観光・シティプロモーション課内)
電話 053-457-2295
メールアドレス ieyasu.pj@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、浜松市の令和 3・4 年度の競争入札参加資格（業種分類 3001：広告・宣伝・イベント業務委託又は 3099：その他の業務委託）の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和 4 年 5 月 17 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 提出先 家康プロジェクト推進協議会事務局

（浜松市産業部観光・シティプロモーション課内）

担当 松島

ウ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類 参加意向申出書（様式 1）

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 家康プロジェクト推進協議会事務局

(浜松市産業部観光・シティプロモーション課内)

担当 松島

イ 日時 令和4年5月24日(火)午後1時以降

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ その他 電話連絡等はしない。原則電子メールでの送付を予定。

※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、本事務局に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

イ 提出期限 令和4年5月27日(金)

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ 提出先 家康プロジェクト推進協議会事務局

(浜松市産業部観光・シティプロモーション課内)

担当 松島

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間家康プロジェクト推進協議会事務局(浜松市産業部観光・シティプロモーション課内)において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和4年5月20日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 家康プロジェクト推進協議会事務局

(浜松市産業部観光・シティプロモーション課内)

担当 松島

ウ 提出方法 持参、郵送、又は電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)

エ 回答送付日及び方法 令和4年5月27日(金)電子メールによる

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(ア) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(イ) 第1章4(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

項目	留意事項
全体について	本業務における目的、内容、ポイント等
	本業務遂行における課題と解決方法
	本業務のスケジュール
	関係機関との事前調整の内容やその対応方法等
	本業務の実施体制及び非常時における連絡体制等
提案内容について	事業計画案及び運営計画案におけるコンセプト
	感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策、災害対応、混雑時の対応及び事件事故発生時の緊急対策等
	スタッフやボランティア等の配置計画及び教育において考慮した点
	暑さ・寒さ対策を含め、来場者が快適に過ごせるように考慮した点や工夫した点
	紙のチケット方式を含め、採用予定のチケット方式の詳細、利点等
	チケットの販売・管理の点から、大河ドラマ館入館者の待機列緩和及び館内的人数管理にかかる戦略
	浜松市内周遊のため、チケットによる特典や割引制度
	チケット販売促進に係る目標及び目標達成に向けた施策
	納入金の算定方法及びシミュレーション（※）
	大河ドラマ館の目標来館者数を達成するための戦略
	メディア向け内覧会、オープニングイベント、クロージングイベント、メモリアルイベント等のコンセプト
	期間限定で実施する大河ドラマ館来館者プレゼントの内容、実施時期、実施回数
その他	各制作物等や広告のデザイン、コンセプト、イメージ
	ボランティアの活用施策
	地元の雇用促進、市内業者の活用につながるように考慮した点
	大河ドラマ館の運営管理業務や類似業務における実績

（※）企画提案（チケット方式、販売手数料、販売方法、特典・割引制度等）を踏まえ、委託者への納入金の算定方法及び下記パターンでチケットを販売した場合の納入金額のシミュレーションを参考資料として提出すること。

パターン① 合計 50 万枚のチケットを以下の内訳で販売した場合

	当日：35 万枚（70%）		前売：15 万枚（30%）	
	料金（円）	販売数（枚）	料金（円）	販売数（枚）
大人	800	315,000	640	105,000
小人	400	35,000	320	45,000

パターン② 合計 80 万枚のチケットを以下の内訳で販売した場合

	当日：56 万枚（70%）		前売：24 万枚（30%）	
	料金（円）	販売数（枚）	料金（円）	販売数（枚）
大人	800	504,000	640	168,000
小人	400	56,000	320	72,000

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書（様式 5）

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 6）

※第 2 章 5 (3) 及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ その他資料

・参考見積書（内訳書）

(2) 提出部数 15 部（正本 1 部、副本 14 部）

(3) 提出先 家康プロジェクト推進協議会事務局

（浜松市産業部観光・シティプロモーション課内）

担当 松島

(4) 提出期限 令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

(1) 提案は、簡潔に記述すること。

(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

(4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) プロポーザル方式実施説明書第 2 章 1 及び 2 に定める条件に適合しない提案。

(2) 虚偽の記載をした提案。

(3) 第 1 章 3 に示した参加資格を有しない者の提案。

(4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。

(5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

(3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく

情報公開請求がなされた場合、もしくは本事務局が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本事務局の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本事務局の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、本事務局が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア ヒアリング審査

(ア) 実施日 令和4年6月29日（水）

詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) ヒアリング審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(ウ) 評価基準に従い審査を行う。

(エ) ヒアリングへの出席者は4人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり35分程度（説明20分、質疑15分程度）を予定している。

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかつた場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかつた者に対して、その旨及びその理由を書面により令和4年7月5日（火）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本事務局が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本事務局の了解なく公表、使用することはできないものとする。